

## 世界経済秩序の発展

### 一 世界経済とその秩序

世界概念の内容が一定でないように、世界経済の概念の実質が多岐にわたることは事実である。地球の特定表面に生棲する人類が今日形成している社会は、国際社会と特徴づけられるものであって、民族国家といわれる集団が多数共存して構成しており、全体として高度に統合された共同体とはいまだいいがたい実体をもっている。事実、人類という概念そのものすら、生物学的意義を別とすれば、なんらかの理念的要素を含まずには存在しがたいものであって、厳格な意味で一体性をもつ人類なるものは完全にはまだ実現されていない。<sup>(1)</sup> 個々の人間が自身の利益と福祉にたいする最大限の保護を期待してその

佐藤和男

一員となっている集団は、社会的には第一次集団とよばれ、歴史の現段階においては大部分の個人にとって国家がそれであることは明らかである。<sup>(2)</sup> 地域的基盤に立つ超国家、あるいは空間的に地球全体を包容する世界連邦ないし世界国家が実現をみない限りにおいて、人類なるものは、相互に独立し対立する諸国家に分属せしめられ、政治的には分割化された状態にとどまらざるをえない。月から見る地球は無限の闇に浮かぶ一個の球体として幽玄なる観を呈しているが、現実の地球は政治的に分割化され、月への到達もいわば国家主義が達成したものであって、必ずしも厳密に全人類の業績とはいえない。<sup>(3)</sup> 通常世界が語られるとき、それは地理的・空間的概念として使用され、それと関連して世界経済という言葉も新

大陸・新航路が発見された一六世紀以降について述べられることが多い<sup>(4)</sup>。しかし、現実には地球は必ずしも人類の共有物たる実態を示さず、複数国家制度下のもろもろの民族・種族は、それぞれが支配する領域にたいして、統一世界の一体的人類の分権的管理責任をもつという自覚はない。現代の世界経済は、あまたの国民経済体系の併存と、それらのあいだの限られた径路を通ずる関係を総称するものであって、本質的には国際経済という呼称がふさわしい。かく観ずる限り、世界経済はいまだ形成過程にあり、その実現が今後の課題であるとするヤン・テインベルヘンの厳格な規定が首肯されるのであり<sup>(5)</sup>、また現在の国民経済の実質にも比せられるべき実質を世界的規模において実現すべく、世界経済統合の方向を示して、生産要素にたいする報酬の均等性のうちにその主たる徴表を認めようとするミューダールの立場が納得される<sup>(6)</sup>。原則的に一物一価の法則が成立し、内部的分業が絶対生産費差にもとづくことを得しめる国民経済の枠内での生産要素および生産物の自由移動は、たしかにきわめて制限的にしかならぬ国民経済相互間において実現されていない。諸国家間の経済的較差は存続し、時として拡大されてお

り、経済・産業構造の相対的異質化が、同質化の動向と併行して展開をみる。由来生物学的に同一な人類に属する限り、人間はその経済生活上の必要を共通にするものであり、このような本質からして経済はそれみずからのうちに普遍的法則的特性を備えている<sup>(7)</sup>。不可避免的に政治組織に規制されつつ展開をみえてきた経済の秩序と実体は、現在の民族国家共存の国際社会にあっては、国際経済なる概念でもっともよく表現される。そこには天然資源の賦存状態、国民の能力と価値体系、発展段階を異にする約一三〇のそれぞれに特徴のある国民経済が、同時に存在し、親疎の別はあるが、相互に関連し、多くは依存しあっている。今日の国民経済をもたらしただものと同一の諸力と論理が、はたして未来において国際経済をいかなる方向に動かそうとするか。国際経済の現実、世界経済秩序に関していかなる新しい理念を生み、理念ははたして現実をどのように変革してゆくことが期待されるか。理念の牽引力と、現実の運動力との関係はどのように理解すべきであろうか。世界経済秩序の実際の在り様とその発展を考察するためには、多くの問題点に光をあてることを余儀なくされるが、何よりもまず今日の国

際社会の全体的秩序の特質を理解することが要求されよう。

(1) スアレスは「人類は、種々の人種と王国とに分かたれてゐるが、単に種としてのみでなく、政治的、道徳的にも共通なものをつねに有する」と語っているが (Francisco Suarez, *De legibus ac Des Legislatore*)、人類概念は特定の価値体系を前提ないし包含するものであることに留意すべきであろう。

(2) たとえば、ルテールは二種の集団を区別し、(1) 構成員の利益の全体の保護という一般的目的をもち、(2) 必要に応じて物理的強制に訴える、という特性をもつ第一次集団を、限定された目的をもち、第一次集団の厳格な統制のもとでなければ構成員にたいし物理的強制をおこなえない第二次集団 (教会、企業、学校等) と対比するが、彼によれば、第一次集団は、歴史の過程とともに家族・氏族・種族・公国・国家と姿を変え、現代世界のそれは国家である、と Paul Reuter, *Institutions Internationales*, 1955, p. 10.)

(3) 大熊信行博士は「月への国家主義の到達」を強調されている (一九六九年八月二三日、身延山における世界連邦平和促進宗教者会議における講演、世界連邦新聞、昭和四四年一〇月一日号、四ページ)。

(4) 赤松要『世界経済論』一九六五年、一三三ページ。赤松博士は世界経済はまず地球全域の空間的世界概念に制約

されるとされ、世界の概念を新大陸および新航路の発見以後の世界に限定され、「世界経済は近代国家とまた国民経済の形成と雁行して成立した」ものとみられる。

(5) Jan Tinbergen, *Shaping the World Economy*, 1962. (大来佐武郎訳『世界経済の形成』一九六三年) は、「技術水準と道徳力の大きなギャップを特徴とする現代世界がぜひとも必要とする一つの政策、すなわち、この現代世界に一定の形を与え、緊急諸問題解決のためのフレイムワークをつくりだしてゆく政策」について検討し、安全保障におけると同様経済の面でも「一つの世界か無か」という警告を強調し、とくに新しい国際経済秩序の建設のための西側諸国の役割を追求している。

(6) ミュルダールにおいては、国民経済にしても世界経済にしても、すべての人にたいしてすべての機会が開かれていない限りは、さらに、すべての相等的い生産要素が平等な報酬を受けない限りは、その経済が統合されているとはいえないのである (G. Myrdal, *An International Economy*, 1956, ix (Preface)).

(7) エルラーの次のごとき言明は示唆に富む。「世界経済は、全体として経済的、金融的、社会的過程の法則性を示し、各単一国家は、その国民経済をこの法則性から随意に引き離しえないという事実が、国家主権にとっての危険とはみなされえない。なぜなら、このいわゆる経済の自己法則性は自然生活および社会生活の経験命題に属して、法学

的考察にさいしてのみ広義の法則とよばれるべき法生活の規範命題に属するものではないからである。したがって、世界経済の法則という場合に問題なのは、そのもとでのみ他国家的あるいは超国家的法規範が理解されうる主権を脅かす他律的法則性ではな<sup>50</sup>。」(Georg Eiler, *Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts*, 1956, S. 166.)

## 二 国際経済の法的構造

世界連邦主義者の理想は、単一の世界政府(權威)、単一の世界法体系の確立であり、そこにあつては現在の国家は政治的にも経済的にも、今日の地方自治体的な存在になり、個人の最高最終的な帰属意識は世界国家そのものを対象とするであろう。しかし、かくのごときは現段階では理想にとどまり、現実には、国家が個人の帰属しうる最高次の集団(社会学的には第一次集団)として、固有の文化体系の担い手である政治的組織として、人類社会における支配的行動単位を形成している。政治的文化的集団としての国家にとって、経済は重要ではあるが、経済のみがすべてではない。国家を動かす原理として政治と経済とは共に重要であるが(両者が重畳する場合も

多い)、必ずしもつねに経済の政治にたいする影響力・規制力が絶対的であるとはいいがたく、一般的には経済的考慮をも含めた政治の論理が、経済的論理の貫徹可能な範囲を決定するとみることが許されよう<sup>(1)</sup>。政治と経済には、定義上、全体と(しかし不可欠な)部分との関係が適用されよう。かくして自治的独立的な国家が、原則的に国民経済の枠組を確定し、国家の有する主権はそのなかに経済主権を包含することとなる。

人類共同体(ないし社会)を措定するとき、その現段階的形態はいうまでもなく国際社会 *Statengemeinschaft* であり、そこに存在が認められる秩序は、国家至上主義の観点を別とすれば、国際法秩序をおいてはほかにない。国際法は、その効力を国家間の合意のうえにのみ基礎づけうる、いわば相互的調整を本質的機能とする規範体系であつて、その実効性は諸国の力関係・利害関係に大きく依存している<sup>(2)</sup>。その限りで国内法に比較して不完全な法秩序であるが、第一次集団の相互間の関係を規律する規範体系(存在すると見て)と第一次集団の内の規範体系を比較することは、特別の目的がある場合を除き、あまり意味のあることではあるまい。しかし、国

内法の延長としての国際法の承認という認識段階から、国際法自体の客観的存在にもとづく国内法への作用という認識段階への発展がみられるように、国際法に関する評価も変化しうるわけであり、その根底にある国際法の社会学的基盤の変化が重視されねばならない。

このような近代国際法のもとで、経済問題は従来原則として主権国家の専管事項として国内問題に属せしめられ、それとたいする他国の干渉は違法として斥けられた<sup>(3)</sup>。従来、国家は経済主権を自由に行使しうる立場におかれ、たとえば国内の通貨・租税制度を確立し、関税・数量制限といった貿易障壁を設け、為替管理を実施し、国際移住を制限し、一般的に特定経済政策を思うままに遂行する排他的権限を許容されていた。しかし、このような経済問題における国内事項と国際事項の厳別は、とりわけ近時における国際的な経済依存関係の増大とともに、しだいに排除されるに至った。主として新しい条約の締結を通ずる多数の経済問題の国際法的規制化は、過去において国家がみずからにのみ堅固に留保してきた経済という領域を、国際的共同規制の合法的な対象と化したのである<sup>(4)</sup>。とくに第二次世界大戦後の驚くべき数の経済条約

の成立は、国際法の内容を一新し、いまや法的な国家主権と、経済的な依存関係(それが程度の大きなものでも<sup>(5)</sup>とも)とは両立してなんら不思議ではないものとなった。加えて特記に値するものは、国際的行動主体として新たに登場した多くの国際経済機構である。第二次大戦後正式にその国際法人格を承認されるに至った国際機構は、経済の分野で刮目すべき活動を展開し始めた。ある意味では、国家と並ぶ——厳密には国家と比肩できないが——(統一的意思をもつ)経済主体として、その役割は今日の世界経済のなかでもはや無視できないところまで来ている。すなわち、国際経済機構の法的独立性と実質的機能に端的に表明される国際経済の組織化現象は、現代の世界経済秩序を語る場合、どうしても言及されなければならないものとなっている<sup>(6)</sup>。この問題に立ち入る前に、歴史的な観点から国際経済秩序の展開過程を一瞥しておきたい。

(1) この点に関連して、赤松要博士の綜合弁証法のアプローチに留意したい。博士は、ハルムス(Bernhard Harms)の世界経済の定義を改修されつつ、世界経済の実体を規制する法的秩序のうえに世界経済の観念を設定し、実体と秩

序と観念の三階層を構成され、これによって、観念が規制の動因として経済秩序ないし経済実体に働きかける独自の力をもつことを明らかにし、唯物弁証法と綜合弁証法との相違を示そうとされたのである(赤松要『世界経済論』、ii、三ページ、九ページ)。赤松博士の綜合弁証法については、赤松要『経済政策』一九五〇年、同『経済政策論』、一九六二年、を参照されたい。

(2) いわゆる社会学的国際法理論の立場をとる学者がこの点をとくに強調する。たとえば、ルテールは国際的事態を性格づける二要素として、(1)一つの共同權威に服さない独立した実体の相互規制(coordination)を基礎とした関係が国際的なのであり、(2)中心的な社会現象は第一次集約的なのである(法的基準)、(2)中心的な社会現象は第一次集約であるので、第一次集団に関して対外的要素を呈するあらゆる事態が国際的事態である(社会学的基準)と指摘し、さらに、諸国が国際社会においてその相互関係を任意にかつ自由に調整するという事実に着目して、国際法は相互調整の法(un droit de coordination)であると述べている(Reuter, op. cit., pp. 28~29)。

(3) 「国際法は、その伝統的定義に従えば、もっぱら主権国家の相互関係を規律する法秩序であり、国家の内部的問題——国内問題・国内事項——の規制は、主権国家の排他的権限にゆだねられる。換言すれば、国家は国際法による制限を受けない限り、いっさいの事項について行動の自由

を維持し、国内問題にたいする他国の干渉は許されない。これは一般国際法の重要な原則の一つである」(拙稿「国際連合憲章における国内管轄権の範囲」、一橋論叢、三四卷六号、三九ページ)。

(4) たとえば、下記条約集を一覧しても、いかに多数の経済条約が重要な意義を伴って出現しているかが理解されよう。田岡良一・藤崎万里監修・金田近二編『国際経済条約集』、一九六五年。

(5) 主権は国民的自治(民族自決)の原理を表明する。なお、グンスト(D. W. Güns)は国際法上の主権を「国際法により一定の地球表面にたいする排他的管轄権を付与された法主体、すなわち対内主権を有する国際法主体の、国際法の前における平等を意味する」と定義する。その場合、主権は、特定の国際法上の意味をもつ絶対的な法的概念となる。これにたいし独立概念は、事実上の力関係を表示するものとして——独立と従属とは相対的なものであり、さらに力は対抗物との比較においてのみ測りうるから——相対的な政治的概念である。かくして主権という法的地位は、国家間の約定により創設された事実上の政治的・経済的従属によっても——国家の対外交渉能力を奪うものでない限り——そなわれないと考えられる(拙著『国際法現代文献解説』(第二版)、一九六八年、四五—四六ページ)。  
なお、グンストの著書 Der Begriff der Souveränität im modernen Völkerrecht, 1953. © Herbert Kru-

ger und Georg Eriar. Zum Problem der Souveränität  
1957. が国際経済と主権との関係につき参考となる。

(6) 国際経済機構の一般的性格、法的構造、経済的機能に  
ついては、拙著『国際経済機構の研究』、一九六七年、を  
参照されたい。

### 三 国際経済秩序の史的展開

近代民族国家が成立する以前にも、いわば国際的な経  
済関係とも称しうる経済的実体が皆無であつたわけでは  
ない。地理的に限定されたいわゆる古代世界を別として  
も、たとえば、ヨーロッパの中世の商人の個人的団  
体的な接触も挙げられる。すなわち、中世商人は、従来  
の封建体制の多層的な諸勢力の権利と任務とを独占する  
領域国家が安定し始めた一四世紀のかの転換期以前に、  
換言すれば近代国家以前の時代にすでに現われているが、  
ヨーロッパ諸都市の商人団体および都市自体が、封建的  
権力から自由な利益分野において、自律的に世界経済的  
な活動を遂行していたのである。<sup>(1)</sup>全体としていわば世界  
経済を生み出すような都市経済が存在した時代に、都市  
商人は経済的媒介者としての役割のゆえに通商上の特權

を付与されたのであり、実例として一二世紀中葉以降の  
ハンザ同盟下の商人団体が挙げられる。彼らの活動は、  
都市の機能的な貨物集散政策や供給政策にかかわるもの  
であつて、けつして領域的、国民経済的貿易政策に内包  
されるものではなかつた。一四世紀の初頭以降、排他的  
領域主権をもつ近代国家が、皇帝権・教皇権からの解放  
と、中世的身分国家の階層的な支配権力および任務の新  
しい中央集権的領域国家への吸収の過程を通じて、出現  
した。フランス、イギリス、スペインがその先頭に立っ  
た。かくして国家と経済は相互に直接的な関係をもつに  
至つた。領域の限界は同時に経済の境界となり、国家権  
力の規制活動はこの国境の内部でおこなわれた。「空間  
的に狭小な、しかも相互に無調整な多数の都市と地方の  
点的な関係は、いまや領域国家といういっそう広大な関  
連のなかで有機的な関係におかれ、統一的な国民経済関  
係として理解されるに至つた。<sup>(2)</sup>」中世の現実的な都市経  
済は、同時にまたつねに世界経済であつた。そして、国  
民経済が形成されたとき、それはひとまず世界経済とと  
もにその役割を失つてしまつた。<sup>(3)</sup>こうして面状国家の  
全体経済の新現象が展開を見、さらにわずか数十年の期

間内の偉大な発見事業により、アフリカ、アメリカ、東南アジアの諸地域が開発され、真の世界貿易が七つの海に拡がり、その後一七、一八世紀には世界戦争ともいふべきものが経験され、一九世紀に至って一個の世界的経済秩序が完結をみるのである。当初、初期の海上勢力たるポルトガルとスペインは、新しく発見された世界を分割しあい、そこに到る海路を独占したが、これを追う勢力としてとくにオランダとイギリスは、植民地の（通商のための）門戸開放と通商路の自由を求めて戦い、同時に自国の海上貨物輸送の厳格な独占化を図った。工業国は輸出の促進につとめ、農業国は輸入を制限して自国の工業の成長を図った。国富の実際的な増強を原理とした重商主義は、政治的な国家と同時に国民経済を形成するものにはかならず、重商主義の根幹をなすものは、ナシヨナリズムであったといえる。一六、一七世紀においてヨーロッパ経済が全体的に実物経済から貨幣経済に移行した事実、新大陸の発見に伴う植民地獲得がもたらした金銀のヨーロッパ諸国への流入という貨幣的要因が、需要の起動力として経済変動を惹起する素地をつくった。「重商主義時代は新大陸と新航路による東洋との貿易を

もつのであり、そこに異質的補完による相促関係が成立し、旧世界全体にわたって産業の発展を促した。すなわち同質的な旧世界の産業にたいして異質的な新世界の産業が対立し、この相促関係が旧世界内部の「同質的産業構造にもとづく」相剋にかかわらず、旧世界の資本主義を前進的に発展せしめた。しかし、また旧世界における相剋関係は新世界の植民地争奪となり、植民地にたいする排他的な補完的關係の確保が企図せられた。（中略）結局において新世界にたいして産業構造のうえで異質的関連を確立しえたイギリスの制覇となるのである。」<sup>(5)</sup>一七三〇年代から約百年間にわたるめざましい技術的発明の継起に裏づけられた産業革命の結果、イギリスの工業は飛躍的な発展を遂げ、綿工業を中核とするその工場制工業は、羊毛工業に象徴される他のヨーロッパ諸国産業との異質化過程を通じて、世界的規模における国際分業化のイニシアチブをとることとなり、徐々に自由貿易思想を高揚せしめ、一八六〇年のコブデン条約に代表される国際的な自由貿易秩序を実現した。<sup>(6)</sup>ついでイギリス鉄鋼業の発展と伝播を契機として新重商主義（リストの幼稚産業保護論が代表的）とさらに帝国主義政策が展開し



た。この一九世紀的秩序では、少数の先進工業国が主要貿易国として活動し、世界の他の部分は多くが植民地の地位にとどめさせられた。イギリスを支配的勢力とするこの秩序のもとでは植民地主義の経済理論が墨守され、植民地が競争力をもつ強力な存在となることを抑えるべく固定的、静態的な経済関係の保持が意図され、列強の勢力均衡に基づく世界的規模での国際分業と商品の自由交換も、世界人口の大きな部分を占める低開発地域の人民の利益の軽視ないし無視のうえに成り立っていた。さらに遅れて工業化に着手したドイツ、日本のごとき国家に、その潜在力にふさわしい国際経済的地位を与えうるだけの自己調整の能力も、この一九世紀的秩序には欠如していたのである。慣習法ないし条約としての国際法も、大(7)国の利益にのみ奉仕するきらいがあったことは否めない。国際的に政治的、軍事的、経済的な力が偏在していて、植民地主義が牢固たる地位を誇っていたこの世界経済秩序は、しかし二〇世紀に入って再度にわたる大戦と経済的危機を経過する間に重大な変革を余儀なくされた。第二次世界大戦後の世界経済秩序を特徴づけるものは、植民地主義の崩壊と、社会主義経済体制の確立と、資本主

義経済世界の再編成に要約されるであろう。(9) 二〇世紀後半の現代の国際経済秩序は、資本主義諸国、社会主義諸国、さらに旧植民地として前二者とは区別することが適切と思われる低開発諸国の三グループの相互関係をめぐって困難な調整の問題に直面しているといえる。(10)

(1) Georg Erier, *Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts*, 1956, S. 46 ff.

拙稿「国際経済法の史的発展」、拓殖大学論集、六七号、一九二四ページ。

(2) Erier, *ao*, S. 50—51.

(3) Erier, *ao*, S. 51.

(4) 赤松要『世界経済論』一八ページ。

(5) 同上、二六ページ。なお、アメリカ合衆国の独立は、本国イギリスの植民地であった北アメリカに徐々に本国工業が模倣的に移植せられ、工業化が進行して母国産業構造と同質的な産業構造がつくられ始め、これが本国の植民地政策と矛盾したところに、その根源があると説かれる(同上、三〇ページ)。

(6) Erier, *ao*, S. 71.

(7) Ulrich Schenner, *Die Völkerrechtlichen Grundlagen der Weltwirtschaft in der Gegenwart*, 1954, を参照。

(8) 植民地体制に関連する国際法的考察として、下記が示唆に富む。山手治之「植民地体制の崩壊と国際法——民族

自決権を中心として、立命館法学、三四号。

(9) 一九六〇年一月一日に国際連合総会で採択された「植民地および人民にたいする独立付与に関する宣言」(Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples)ならびに一九六二年一月一日に同じく総会によって採択された「天然の富と資源にたいする永久的主権」(Permanent Sovereignty over Natural Wealth and Resources)に関する決議は、植民地主義の崩壊を象徴する劃期的な文書といえよう。なお、ネオ・コロニアリズムといわれるものについては、ここでは検討を省略する。

戦後の社会主義経済体制をめぐる主要問題点については、高瀬浄『社会経済学の展開』、第二章「現代資本主義社会主義、収益性」において簡潔に整理されている。

(10) シャンダルムは、低開発国が経済開発のために選択しうる三つの体制として、資本主義型、社会主義型、共同体型(中間型、折衷型ともいわれることがある)を掲げる。現在、低開発国の多くはある程度共同体型を志向しているように観察される。(René Gendarme, "Problèmes Juridiques et Développement Economique", André Tunc, *Les Aspects Juridiques du Développement Economique*, 1966) (拙稿「低開発国の経済発展と法律問題」、海外事情、一七卷三号、とくに二〇—二二ページ)。

#### 四 現代世界経済の課題

生産力および交通の発達はつねに経済的地域を拡大する傾向をもつが、第二次世界大戦後においてもそのことは妥当する。輸送・通信手段の発展に伴い、空間としての世界は、相対的に狭小化し、また諸国の生産水準の顕著な上昇は、貿易・資本移動を中心とする国際経済交流をこれまでに比を見ないほど促進した。さて戦後世界の経済構造は当然にその政治構造によって規制されている。早くも一九四六—七年に始まった東西両陣営間の冷戦は、ルーズベルト等をして楽観的期待を抱かしめていた戦後の新秩序の確立における(アメリカとソ連を中核とする)大國協力の原則を、実質的に不可能なものとした。<sup>(1)</sup>西ヨーロッパ諸国にたいするマーシャル・プラン援助(正式にはヨーロッパ復興計画とよばれる)は一九四八年に始まる四年間に約一五七億ドルの経済援助を一六か国(のちに一八か国)に与えて、西ヨーロッパ経済の復興と成長を助成し、戦後のアメリカの対外援助のうちでもっとも成功したものと<sup>(2)</sup>いわれるに至ったが、しかし、当初計画への参加を呼びかけられながらソ連の反対にあ

ってついに援助を受けえなかった東ヨーロッパ諸国(その後ソ連への経済的依存の強化を余儀なくされた)の場合について見られるように、マーシャル・プランが東西両体制への分裂を推進する結果をもった事実も看過することはできない。世界経済の二つの体制への分裂は戦後の時期を性格づける基本的特徴である。<sup>(3)</sup> マーシャル・プランに即応して形成されたヨーロッパ経済協力機構(OEEC)は、ある意味で戦後最初に出現した重要な地域経済機構ということができ、その実績は、域内貿易における数量制限の排除とともに、その後におけるいっそう緊密な地域経済統合グループの出現を可能ならしめた土壌を準備したことにあるといえよう。<sup>(4)</sup> 一九五〇年六月の朝鮮戦争の勃発は、アメリカを中心とする西側諸国による共産圏の戦略的包囲——軍事的および経済的——をいちだんと強化させることとなった。一九五二年七月に発足した西ヨーロッパ六か国が構成する石炭鉄鋼共同体も、もとはといえば、アメリカの世界戦略の要望にそって再軍備を決議した西ドイツへのフランスの警戒心に端を発するシューマン・プランが土台であった。<sup>(5)</sup> 石炭鉄鋼共同体の実験の成功は、一九五八年一月よりのヨーロッパ共

同市場(経済共同体)の実現をもたらし、この小ヨーロッパ六か国の経済統合の進展は、成長を持續するアメリカ経済とともに、資本主義経済に新しい活力を吹きこむ観があった。<sup>(6)</sup> 六か国に対抗してイギリスが中心となって七か国で組織したヨーロッパ自由貿易連合は、前者が晚餐を共にしうる仲間同志に比せられるにたいし、ビジネス・ランチのテーブルを囲むにすぎない打算的結合にたとえられたが、域内貿易の自由化を促進した点はやはり評価されている。<sup>(7)</sup> 西ヨーロッパの自由化の進展と対応して、北アメリカ、日本を加えた西側先進諸国の間に、貿易および資本取引の自由化の気運が濃厚となった。これには、アメリカ資本の高度成長市場への進出と、その商品輸出の増大という動機が陰に陽にからんでいたことも事実である。<sup>(8)</sup> 西ヨーロッパは主要諸国が通貨交換性を回復した一九五八年末には戦後の復興段階をいちおう経過したものと考えられ、また日本も経済協力開発機構に加入した一九六四年には同じことがいえるであろう。西側の資本主義諸国は、その内部には経済取引の自由化の推進を通ずる効率的な国際分業体制の確立と適正な競争効果の実現という問題をもち、また外部にたいしては、低

開発諸国にたいする経済協力・援助の課題をかかえ(い)わゆる南北問題は、実質的には西南問題が中心であるといえよう)、さらに共産圏諸国とは、東西貿易をどの程度、またいかにして拡大すべきかという宿題に直面している<sup>(9)</sup>。一般に、今日の国際経済の主要問題を考察するときに、(A)資本主義諸国、(B)社会主義諸国、(C)低開発諸国の三グループを区別して、各グループの内部問題自体をそれぞれ考察し、同時におのおのの相互関係、A—B、A—C、B—Cの各局面について主要問題を説明することが便宜であり、また根拠あるものと考えられる<sup>(10)</sup>。各経済グループが現代の世界経済において占める比重は、さまざまな点において一様ではないが、それぞれがかかえる課題は、世界経済秩序の在り方にとって深甚な影響をおよぼすものである。社会主義諸国のグループにとつては中ソの対立、コメコンを通ずる社会主義的国際分業と各国の国益という問題、ブレジネフ・ドクトリンと制限主権論、利潤方式の導入による経済改革、ユーゴスラビアの地位等の問題が内部的に存在しているし、アメリカ・ソ連の歩み寄りを軸とする東西の貿易・経済協力の推進、低開発諸国との経済関係という課題もある<sup>(11)</sup>。また低開発

諸国にとつては、第一回および第二回国際連合貿易開発会議において先進諸国に共同的に提示した経済的要求(特惠関税など)をいかに貫徹してゆくべきか、という大問題が依然残っており、さらに低開発国相互間における経済協力・統合という努力目標もある<sup>(12)</sup>。ソ連が第二回共産党大会において決定した資本主義世界との平和共存路線は、今後ますますその意義を深くするであろうし、それにとつて大陸中国の反応も想像される<sup>(13)</sup>。個々の具体的な問題について詳述する余裕はないが、要は二つの経済体制の共存とさらに第三世界といわれる諸国の介入が、今日の世界経済の構造的特質をなすことを理解して、世界経済秩序を論ずる場合には三者のそれぞれについての意義の検討を忘れないことが肝要であろう。

- (1) 以下については、拙著『国際経済機構の研究』、第三編第一章「国際連合の経済協力体制」(とくに三〇五—三二二ページ)、第四編第一章「西ヨーロッパ地域経済統合の概観」(五一—五三七ページ)を参照されたい。
- (2) 板垣与一編・佐藤和男訳『アメリカの対外援助』、一九六〇年、九〇—一四四ページを参照されたい。
- (3) ソ連の優越した軍事力を背景とする東ヨーロッパ諸国の共産圏への編入の歴史的過程と、東ヨーロッパ諸国経済

の適応の態様とは、精密な考察に値するものがあろう。

(4) 前掲『国際経済機構の研究』、五一三ページ、六〇五—六〇九ページ。

(5) 『国際経済機構の研究』、第五編第五章「ヨーロッパ石油炭鉄鋼共同体の性格と構造」(とくに八二七—八三四ページ)を参照されたい。

(6) アレは、ヨーロッパ共同市場が「自由主義と社会主義との総合」としての計画的競争経済の原則に基礎をおくと説く(Maurice Allais, *L'Europe Unie*, 1960, pp. 125-131.)

(7) 『国際経済機構の研究』、第四編第二章「ヨーロッパ貿易地域案」、第四編第三章「ヨーロッパ自由貿易連合」を参照されたい。

(8) アメリカ資本の動きを説明したものとして、下記は示唆に富む。奥村宏『外国資本』、一九六九年、とくに第七章「アメリカ資本の世界政策」(二〇三—二四四ページ)

(9) 東西貿易に関する最近の研究として、下記が注目される。Paul A. Samuelson (ed.), *International Economic Relations*, 1969, Part 3, The Problems of East-West Trade (pp. 87—154)。「貿易と関税」一七卷二二号、特集「東西貿易を洗う」。

(10) 板垣与一教授による次の説明は、今日の低開発国(開発途上国、後進国)の基本的な性格を浮彫りにしている。

「現代の後進国は、たんなる低開発国でも、後進国でもなく、いわば「植民地的後進国」(ex-colonial backward

countries)である。この概念は、われわれがこんにち問題にしているほとんどすべての後進国が、かつて植民地、半植民地、属領として、西欧植民地主義の支配のもとにあったという基本的事実と深く切り結んでいる。主体的な初期条件のハンディキャップの問題は、この植民地的後進国のステータスと切り離しては考えられない。植民地的後進国のナショナリズムは、先進国のナショナリズムに対する単純なる意味での後進国のナショナリズムとして理解されるべきではない。その発現形態はもっと複雑で多面的である。

エノミツク・ナショナリズムの課題も、工業化と育成的保護の手段をもつてする国民経済体系の形成という、たんなるリスト的問題にとどまるものではない。すなわち遺産として受け継いだ植民地経済的二重構造(colonial economic dualism)と、それにもとづく植民地的経済発展パターンに対する全面的反発、換言すれば colonial economic system から national economic system への体制転形(system transformation)の課題を、素通するわけにはいかなるのである。」(板垣与一編『南北問題の研究』(I)『アジア経済研究所』一九六九年、四ページ)。

なお、板垣与一『アジアの民族主義と経済発展』、一九六二年、第六章を参照のこと。

(11) これらの問題に関する文献として、左記が有益である。J・クチンスキー著・久保田英夫訳『世界経済の成立と発展』、一九六九年。高瀬浄『現代社会主義と「第三世界」

論「(経済往来)一九六九年、九月号。高瀬浄「二つの社会・経済体制の収斂論」、共産圏問題、一二巻一二号、一九一五〇ページ。

Kazimierz Grzybowski, *The Socialist Commonwealth of Nations, Organizations and Institutions*, 1964.

(12) 『国際経済機構の研究』第三編第五章「国際連合貿易開発会議」(四四七—五〇八ページ)を参照されたい。

(13) 草野文男『中共社会研究』、一九六六年、を参照。

## 五 国際経済機構の役割

第二次世界大戦後の世界経済における顕著な特徴の一つに、諸国の経済的な相互依存関係の緊密化に対応する各種の経済協力が着実に進展している事実が挙げられよう。<sup>(1)</sup> 国際経済協力が世界平和の維持にとって重大なものであることは、国際紛争がしばしば経済問題に根ざしている事実からも明らかである。純粋に経済的な観点から見れば、国際的な分業と交換を通ずる生産拡大と所得引上げの利益が、期待されることになる。もっとも、経済的生産物の分配における公平の確保は重要である。一国の政府が国民経済における生産の促進と公平な分配を確保すべく、法令を定め措置を講ずることが必要である

のと同様に、国際経済もなんらかの方法・制度によって、それを組織づけ秩序づけることが肝要である。望ましい国際経済秩序は、当然に、国際的な分業と交換に有利な条件を確立し維持しうるものであって、できるだけ国際経済取引の自由を保証するものであるとともに、国家間の経済的較差を縮小すべく低い発展段階にある諸国の開発を促進しうるものでなければならぬ。創意・効率をめぐす「自由」と、連帯性に根ざす「平等」と、自由と平等の調和のうえに可能とされる「全体的発展」とが、複数国家体制をとる現代世界の経済において実現をみるためには、組織化の原理が導入されなければならない。いわば規範効果を確実にするための制度効果が期待されるのである。<sup>(2)</sup> 事実、世界経済は現在において急速に組織化されつつある。通常国際条約を法的基礎として成立している多数の国際経済機構が、それを如実に示している。<sup>(3)</sup> 第二次大戦直後には、世界的規模をもつ経済組織として、いわゆる国際連合体制が多大の期待をもって眺められた。これは、経済社会理事会を一種の最高の世界経済機関とし、その調整機能のもとに、機能的国際協力の原則に立つ各種の専門的機構(国際連合の専門機関といわれる)

を服せしめて、世界大の経済・社会協力を推進しようとした世界主義的アプローチである。しかし、国際連合経済体制は、世界主義的姿勢をとりつつ、実際にはもっぱら西側の資本主義体制下にある諸国をのみ包容すべきブレトン・ウッズ・ハバナ体制をその実質的内容としたのである。世界銀行、国際通貨基金、ガット(関税貿易に関する一般協定)を三本の柱とするブレトン・ウッズ・ハバナ体制は、世界経済の均衡のとれた発展、国際通貨秩序の維持、貿易自由化の各分野において、必ずしも十分な成果を挙げるところまでゆかなかつた。世界主義の限界を直視し、現実の政治的条件・経済的条件を確実に踏まえた地域主義が生まれなくてはならない必然的な理由があつた。<sup>(4)</sup>しかし、地域主義にも、地域的エゴイズムの危険が付随した。国際連合、専門機関(いわゆるブレトン・ウッズ機関もこれに含まれる)、諸地域経済機構の任務・権限の間に、世界的観点に立った調整が必要であることはいうまでもない。これに関連して、国際連合経済社会理事会の役割にたいする期待が今日ふたたび強くなっている事実を指摘しなければならぬであろう。たしかに地域主義の基礎をなす「最適地域」――従来

は国家の原理は、強く生きつづけよう<sup>(5)</sup>。むしろ、来るべき世紀は地域主義のそれとして、超国家の形態をとる広域経済の相互間の調整が、世界経済秩序の主要課題となることもあるかもしれない。しかし、現時点においては、事態はまだそこまでは進んでいないのである。

(1) 現在国際的に実施されている経済協力を、機能的に分類したものととして、拙著『国際経済機構の研究』、第二編第二章「国際経済機構の機能的分析」(とくに二〇一ページ)、第二編第三章「国際経済統合の概念」(二七五―三〇一ページ)を参照されたい。

(2) 規範効果と制度効果の関係については、前掲『国際経済機構の研究』、第五編第二章「ヨーロッパ経済共同体の機能と権限」(とくに六九七―六九八ページ、七〇〇―七〇一ページ)を参照されたい。

(3) 国際経済機構一般については、ここでは深く論及しない。ただ次の点を示唆しておきたい。

「世界経済の制度的発展は、主として国際経済機構の充実というかたちをとって実現をみている。法に基礎づけられた国際機構の枠内で諸国間の経済関係ないし経済協力を確立し維持し、さらに推進することは、多くの点で好ましい結果をもたらすものであることが認識されている。過去において、もっぱら主権国家の国内問題として外部からの干渉を許さなかつた経済問題も、いまや広い範囲にわた

って、国際経済機構の権限に属する事項（国際関係事項）に転質しつつあり、法——とりわけ国際法——が世界経済の中で新しい積極的な機能を遂行し始めたわけである。

今日世界経済が直面する主要課題は、そのほとんどすべてのもが関連する国際経済機構において検討され処理されている事実は忘れられてはならない。このような国際経済機構の発展は、国民経済相互間にみられる数々の密接な関係の展開を反映しており、さらにこの事実は、人類の経済生活そのものが固有の普遍的な法則に従って、いっそう規模の大きい経済単位および経済秩序を志向してやまないことを物語っている。その場合、経済法則を人類共同体にもっとも価値あるように作用せしめるために、「法」は世界経済に一定の秩序を打ち建てなければならないわけである。正義と平和と繁栄をめざす法のもとに世界経済を秩序づけるという任務は、これこそ国際経済機構を通じて達成されるべきものである。換言すれば、世界経済の中に「法の支配」(Rule of Law)を確立し拡大することこそ、国際経済機構に期待される最大の任務であろう（前掲『国際経済機構の研究』、三三—三三三ページ）。

なお、国際経済機構の研究にあたって筆者の採用する手順・方法は、大要次のとおりである。

(1) まず最初に、その法的構造を明らかにするため、創設条約を分析し、とりわけ当該国際機構の機関と、加盟国間の権限分配を確認し、機関の権限の範囲を確定する。(2)

次に、問題の国際機関がどの程度与えられた法的権限を行使し、あるいは行使せず、国際（地域）経済行政を実施したかを、実地について検討する。(3)このような国際経済行政が加盟国や民間企業等に与えた実質的效果につき、主として経済学的観点から考察する。経済的效果が所期の目的と一致しない場合には、逆に制度・組織の改善の方向を追求する。

大体以上であるが、ここでは法学と経済学の提携が必要となることは、いうまでもない。

(4) 地域主義に関するわが国の文献として下記が便宜である。国際経済学会編『地域主義の理論と現実』、国際経済、第一九号。

(5) 最適地域概念については、Georg Erlert, *Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts*, 1956, S. 119—127 (S. 15, Europa und das Problem der optimalen Region) を参照。

## 六 結論

現代の世界経済の主要な実体は国際経済関係であり、一個の国民経済に比較される世界経済は未来の理想像でしかありえない。しかし、国際経済の組織化現象を通じて、国民経済相互間の関連性がしだいに強化されている



ことは否定できない。世界経済の最終的な調整機関としてのある種の世界的權威の存在の必要性についての認識は、國際經濟關係の緊密化に伴ってますます高まるものと思われる。兩体制收斂論、南北關係における二重基準の要請、多国籍企業活動の増進、宇宙・海洋・原子力開発というビッグ・サイエンスの課題、人口増加と食糧問題、その他多くの問題をかかえる今日の世界経済は、世界が國際社会の形態をとりつづける限り、エコノミック・ナショナルリズムの調整・調和という基本的課題に取り組まざるをえないであろう。国家主権（経済主権）と人類連帯性とをいかに調和させるかは、現段階の世界経済秩序にとっての変わることなき根本問題である。

換言すれば、次のようにもいえる。世界社会はここ暫くは複数国家体制をとりつづけるであろうし、地域的な超国家（一種の国家）の出現は、かりに近い将来にありえても、一部の特定地域に限定される公算が大きい。（ただし経済的政治的な（國際的）連帯圏の漸進的拡大の動向は、緩急の変化はあっても人類の技術的發展とともにとどまることがなからう。）現在、またおそらくは将来も、諸国家（地域的な超国家を含む）の間に経済的較

差が存在する限り、国家主権は國民經濟にとってなんらかの積極的意義をもちつづけるであろう。今日の低開発国にとって——植民地時代との比較において——經濟主権の保持が現地人民の經濟利益の擁護に大きく寄与していることは明白である。実際には、各国家とその國民にとって必要なものは最適社会管理技術（optimum social technology）であり、各国はそれぞれの特殊事情に応じて異なった政治經濟体制を追求してしかるべきものである。その意味では特定イデオロギーの絶対化ないし固定化は否定されるべきであろう。技術革新、生産力の急上昇、交通手段の長足な進歩に伴って國際經濟關係が過去に比を見ないほど緊密化している現在、いずれの國民經濟も世界經濟の他の部分との調和のとれた關係を動態的に維持する必要に迫られており、それゆえに世界的規模の國際經濟管理機構の整備が普遍的な急務として要求され、さらにこの種の管理機構の効果的な機能遂行のための最小限の政治的条件として、諸国の積極的平和共存の姿勢が要請されるというのが、現代の世界經濟秩序の中の心的な問題状況であると思われる。

（明治学院大学教授）